

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 中期目標

目的

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「法人」という。）は、短期大学を設置し、及び管理することにより、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。

法人の基本的目標

1 教育

芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することにより、幅広い教養及び優れた技能並びに専門的な知識及び総合的な判断力を持ち、広く社会で活躍できる人材を育成する。

2 研究

芸術と文化に関する特色ある研究活動を推進し、国内はもとより国際的な視野に立った研究成果を創出する。

3 社会貢献

地域社会のニーズにこたえ、開かれた大学として県民に広く学習の機会を提供するとともに、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の発展に貢献する。

4 組織運営

適切な組織・人事体制を確立するとともに、経営及び財政の適正化と効率化を図る。また、適切な点検・評価体制を構築し、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

業務運営に関する目標

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日まで。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学科及び専攻科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育

(1)教育の内容

ア 教養教育

イ 教育課程

芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、芸術・文化に関する幅広い教養を養うとともに、社会の中で自立して生きる力、外国語及び情報処理に関する基

礎的な力並びに心身の健康に関する基本的な認識を養う。

(イ) 外国語教育

基礎的なコミュニケーション能力を養うとともに、異文化に対する理解を深める。

(ウ) 情報教育

情報処理に関する基礎的な知識及び技能の習得を図る。

(エ) 実施体制

教養教育を効果的に実施するための全学的な組織体制を確立する。

イ 専門教育

(ア) 教育課程

芸術系学科（美術科及び音楽科）と人文系学科（国際文化学科及び情報コミュニケーション学科）における専門教育では、学科ごとに教育目標を定め、これに沿って専門的な知識及び技能の習得を図るとともに、総合的な判断力及び社会で活躍できる能力を養う。

(イ) 芸術系学科

美術科及び音楽科では、プロの芸術家の育成を視野に入れるとともに、芸術的な専門性を有する社会人、幼児や児童・生徒の指導を行う教育者及び地域活動の担い手を育成する。

(ウ) 人文系学科

国際文化学科及び情報コミュニケーション学科では、各学科の専門分野の学習を通して、企業、官公庁、各種団体、NPO等で活躍できる社会人及び地域活動の担い手を育成する。

ウ 教職課程

美術又は音楽の教職を志望する学生には、教職に関する科目の履修、教育実習等を通して、教員としての資質を高める。

エ 専攻科

専攻科（美術専攻科及び音楽専攻科）では、それぞれの分野における高度な知識及び技能の習得を図るとともに、芸術的な専門性を生かして社会で活躍できる人材を育成する。

(2) 教育方法と学習指導

ア 魅力的な授業の展開

各学科及び専攻科の教育課程に即した多様かつ効果的な授業形態や学習指導方法により、学生にとって魅力的な授業を展開する。

イ 学習支援体制の充実

学生が主体的に学習に取り組むことができるように、学習相談・学習支援体制を充実させる。

ウ 成績評価

各授業科目の到達目標及び成績評価の基準・方法を明示するとともに、学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。

(3) 教育の実施体制

ア 教育研究組織の整備

教育目的・目標を達成し、時代の変化や社会的要請に対応するために、教育研究組織を整備する。

イ 教育の質の改善・向上

ファカルティ・ディベロップメント（教育に関する組織的改善活動）を推進するとともに、教育活動の評価システムを設け、教育の質の改善と向上を図る。

ウ 教育環境の整備・充実

教育目的・目標を達成し、時代の変化や社会的要請に対応するために、必要な教育環境の整備を進める。

(4) 優秀な学生の確保

ア 学生確保の基本方針

多くの優秀な学生を集めるために、アドミッション・ポリシー（求める学生像及び学生の選抜基準）の周知を図るとともに、学生支援策を構築する。

イ 入試改革の実施

学生を確保する上で有効な入試制度や方法を検討・導入する。また、入試の管理運営体制を確立し、入試情報の提供を適切に行う。

ウ 大学の知名度向上

学生の確保及び大学の知名度向上のために、大学の特色や、それを生かした教育内容についての広報活動を強化する。

エ 高校との連携

大学に対する高校生の関心を高め、優秀な学生及び目的意識の明確な学生の入学を促進するために、高校との連携を図り、情報交換を推進する。

(5) 学生への支援

ア 生活支援

学生のキャンパス生活の充実に向けて、学生の生活相談、進路相談及びメンタルヘルスに的確に対応することができる支援体制を整備する。また、学友会やサークル、ボランティア等の学生の自主的活動への支援を強化する。

イ 進路支援

学生の就職及び進学（四年制大学への編入学及び専攻科への進学）に関する支援体制及び支援活動を強化し、高い就職率と進学率の達成への取組を進める。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 研究活動の活性化

芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に貢献するために、教員の研究活動の活性化を図る。

イ 共同研究の促進

芸術と文化に関する学際的な共同研究プロジェクト及び地域社会の課題解決や発展につながる共同研究プロジェクトの促進を図る。

ウ 研究活動の公表と成果の還元

研究活動とその成果について公表するとともに、地域社会への還元を図る。

(2) 研究の実施体制

ア 研究環境の整備と研究費の獲得

優れた研究成果を創出するため、研究環境を整備するとともに、研究費の獲得を図る。

イ 共同研究の促進

学内における研究実施体制を強化するとともに、学外との共同研究を促進する体制を整備する。

ウ 研究成果の評価と管理

研究成果の評価システムを導入し、評価結果を研究の向上に生かすことができる体制を構築する。

3 社会貢献

(1) 地域社会との連携

ア 教育研究の成果の地域還元

高齢化の進行や定年退職を迎える団塊の世代のニーズにこたえ、開かれた大学として県民に広く学習の機会を提供するとともに、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の発展に貢献する。

イ 地域社会との連携推進

芸術文化を中心とした地域貢献を推進するために、自治体、民間企業、NPO法人等との協力や連携体制を確立する。

(2) 他の教育機関との連携及び国際交流

ア 他の教育機関との連携推進

県内の他大学・短大、小・中・高等学校と連携し、地域の教育の充実に貢献する。

イ 国際交流の推進

留学生の受入環境の整備や交流機会の拡大を進めるため、外国人留学生を積極的に受け入れ、学生及び県民との国際交流を通して、地域の国際化に貢献する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

理事長が強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営ができるよう体制の充実に努める。

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、運営方針を確立し、及びこれを効果的に実行するための運営体制を整える。

教員組織と事務組織の連携を強化し、一体的かつ効率的な組織運営を行う。

(2) 学内資源の効果的配分

人員、予算等の学内資源は、全学的視点に立ち、効果的に配分する。

大学の教育、研究及び社会貢献活動において特に力を入れるべき重点領域に予算を集中的に配分する。

(3) 学外有識者の登用

学外の有識者及び専門家を役員又は委員に積極的に登用し、運営の強化を図るとともに、地域に開かれた大学運営を推進する。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、柔軟な勤務を可能とするため、勤務時間を弾力的に取り扱う。

地域社会への貢献等教員の積極的な学外活動の展開を支援するため、兼業について新たな承認基準を設定し、柔軟かつ適正に運用する。

その他教職員の能力向上及び組織の活性化に資する人事制度を導入する。

(2) 評価制度

業務に対する教員の意識・意欲及び能力を高め、大学の教育・研究等の質及び社会への貢献度を向上させるため、各教員の業績を多面的かつ適正に評価する制度を導入する。

事務職員に対する評価制度の導入についても、併せて検討を行う。

(3) 人材の確保

中長期的な観点から職員定数及び人件費を適正に管理する。

大学の教育研究等の質の向上及び効率的・効果的な運営を実現するため、教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保する。

業務内容や専門性に応じて、大学固有職員、県派遣職員、非常勤職員、人材派遣職員等を適切に配置し、人的資源を効果的に活用することで円滑な組織運営を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 事務等の効率化及び経費の抑制

法人の業務運営方法について全般的に見直し、管理費・運営費の抑制及び業務の効率化を徹底する。

事務処理の集中化、合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制の見直しを行う。また、定期的に点検を行い、必要に応じて改善を行うことで、一層の効率化を図る。

経費抑制に対する教職員の意識改革を図り、法人運営費全体に占める一般事務費の縮減を図る。

外部委託等を有効に活用し、事務処理の効率化及び合理化並びに経費の節減を図る。

他の公立大学法人等との共同事務処理を検討する。

2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

科学研究費補助金その他の外部研究資金を獲得するため、支援体制を整備し、全学的に取り組む。

(2) 自己収入の確保

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1)資産の適正管理

法人の資産を全学的に運用・管理する仕組みを整備し、経営基盤の安定化を図る。

(2)資産の有効活用

大学の施設・設備を有効に活用し、社会への貢献を図る。

V 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検及び自己評価の充実

(1)自己点検及び自己評価の実施

法人の掲げる目的の達成に向けて、教育、研究、社会貢献及び組織運営を常に改善していくため、中期計画及び年度計画の達成状況について、毎年度自己点検及び自己評価を行い、大分県地方独立行政法人評価委員会による第三者評価を受ける。

(2)評価結果の活用

自己点検及び自己評価並びに第三者評価の結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。

2 情報公開の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たすため、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備・活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、長期的な展望の下、施設・設備の整備・活用計画を策定する。

2 大学の安全管理

学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制を整備する。

3 人権啓発の推進

学生及び教職員の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

別表

学 科	美術科	美術専攻
		デザイン専攻
	音楽科	声楽専攻
		器楽専攻
	国際文化学科	
情報コミュニケーション学科		
専攻科	美術専攻	
	音楽専攻	

